

福島県原種・原原種生産及び配付要領

第1 目的

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例(令和4年3月25日福島県条例第23号。以下「条例」という。)及び福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱(令和4年4月1日付け4生流第115号、福島県農林水産部長通知。以下「要綱」という。)のほか、本要領により主要農作物の原種及び原原種(以下「原種等」という。)の生産並びに取扱を定め、県が主要農作物の奨励品種について優良な種子を供給することを目的とする。

第2 原種等の種類

生産する原種等の種類は、主要農作物の奨励品種として農林水産部長が定めたものとする。

第3 原種等の確保と生産計画及び備蓄計画の策定

- 1 原種等の必要数量は、原則として県の生産により確保するものとする。ただし、適正かつ確実に確保されると認められる場合に限り、県以外の者への生産の委託又は県外からの購入により確保することができるものとする。
- 2 県は、気象災害や事故等の対応と原種等の純度確認のため、適正な備蓄数量の確保に努める。
- 3 農林水産部長は、原種等の必要数量を確保するため、原種等の備蓄数量、種子の需給動向、各種生産振興方針及び種子生産計画等を踏まえ、毎年度、要綱第4条に定める原種等の種子生産備蓄計画を策定する。
- 4 農林水産部長は、種子生産備蓄計画の策定に当たり、別に定める要領により原種等生産会議を開催し、その了解を得る。

第4 原種等の生産

県による原種等生産ほ場の設置及び生産は、以下のとおりとする。

- 1 農林水産部長は、種子生産備蓄計画に基づき、県が直接生産する数量及び県以外の者への委託により生産する数量を農業総合センター所長に通知する。
- 2 農業総合センター所長は、原種等を生産するほ場を決定し農林水産部長に報告する。原種等の生産を県以外の者に委託する場合は、別に定める要領により農業総合センター所長が委託契約を締結する。
- 3 農業総合センター所長は、高品質で純度の高い原種等を安定的に確保するため、別に定める生産方法を遵守するとともに、原種等の農作物の種類ごとにほ場の選定から収穫乾燥調製に係る生産管理基準を別に定め、これを遵守する。
- 4 農業総合センター所長は、原種等の生産実績を農林水産部長に報告する。
- 5 原種等の生産を県以外の者に委託する場合は、3に準じて行う。

第5 原種等の審査及び配付

- 1 原種等の審査は、農業総合センター所長が別記1に基づきほ場審査及び生産物審査を実施し、審査基準に適合する原種を配付する。
- 2 県が生産した原種は、県一円を事業区域とする福島県米改良協会に配付するものとし、その手続きは別に定める。ただし、農林水産部長が特に必要と認めたときは、この要領によらないで配付することができる。
- 3 原種の配付は有償とする。
- 4 原種の10アール当たりの配付数量は、県の示す耕種基準による。
- 5 原種の配付を受けようとする者は、原種配付申請書（様式第1号）に採種ほ設置計画書（様式第2号）を添え、次の区分により知事に提出しなければならない。
 - (1) 水稻及び大豆 作付年の2月末日まで
 - (2) 大麦及び小麦 作付年の8月末日まで
- 6 原種配付の通知を受けた者は、別に指示する方法により代金を納入しなければならない。
- 7 原種の代金を納入した後、申請者の都合により配付申請を取消し又は原種を返納しても、既に納入した代金はこれを還付しない。
- 8 原種の配付を受けた者は、次の区分により、採種ほ経営成績書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
 - (1) 水稻及び大豆 翌年3月末日まで
 - (2) 大麦及び小麦 翌年9月末日まで

第6 原種等の保管及び配送

農業総合センター所長は、別に定める基準により担当する部署と責任者を定め、原種等の種子保管庫への保管、入出庫及び配送を行う。

第7 原種等の廃棄

備蓄原種等を廃棄する場合は、以下のとおりとする。

- 1 農林水産部長は、原種等生産会議の結果を受け、原種等の廃棄及びその数量を決定し、農業総合センター所長に通知する。
- 2 農業総合センター所長は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第151条に基づき不用決定を行い、適正に廃棄処分する。

第8 原種等の管理記録

農業総合センター所長は、原種等の入出庫及び廃棄の際はその都度数量等を記録するとともに、備蓄数量を記録し、これを保管する。

第9 純度等確認のための調査

農業総合センター所長は、生産した原種等の種子伝染性病害の罹病、異品種・異型の有無等の確認のための栽培及び必要な分析調査を行う。

なお、確認調査に使用した原種等のサンプルは、一般栽培に供給されその純度に異

常がないと認められるまでの期間（原則として原種等生産後、3年間）、これを保管する。

第10 生産及び審査に係る職員の資質向上

原種等生産及びその審査に係る職員は、農業総合センター内及び奨励品種決定現地調査ほ等を調査し、生産する原種等の品種特性、当該生産年における生育特性の把握に努める。

また、農林水産部長及び農業総合センター所長は、原種等生産及び審査に係る職員の資質向上を図るため、研修会等の開催や情報提供等を行う。

第11 危機管理

農林水産部長は、原種等の生産及び配付した原種等に起因する事故の未然防止並びに事故発生時の迅速な原因究明及び影響の拡大防止に努め、必要な場合は別に定める要領により危機管理のための委員会を設置し、必要に応じてこれを招集する。

附 則

- 1 「主要農産物原種生産及び原種取扱要綱」（平成2年5月22日施行）は、廃止する。
- 2 「原種及び原原種生産基本要領」（平成23年5月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この改正は、令和元年6月17日から施行する。
この改正は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

原種配付申請書

年 月 日

福島県知事

氏名

下記のとおり原種を配付してください。

記

作物名	品種名	配布申請数量	摘要

様式第2号

(作物名) 採種ほ設置計画書

1 設置計画

品種名	作付実績 面積	作付計画 面積	1カ年 普及更新 計画面積	同左内訳		採種ほ設置計 画面積	種子生産 計画数量
				更新 面積	普及 面積		

2 経営主体名

3 採種ほ設置箇所(集落数)及び農家数

(作物名) 採種ほ経営成績書

年 月 日

福島県知事

氏 名

1 採種ほ産種子の生産及び配付実績

品種名	採種ほ 設置 面積	種子配付内訳				区域内配 付種子に よる作付 面積	区域内配 付種子に よる作付 農家数	配付残量の 処分方法	
		生産 数量	区域 内	区域外	配付 残量			政府 売却	その 他

2 経営主体

3 採種ほ設置箇所数及び農家数

4 採種ほの生産概況その他原種に対する希望意見等

別記 1

主要農作物原種・原原種のは場審査及び生産物審査の基準及び方法

1 審査の対象

審査の対象となる種子は、原種及び原原種とする。

2 審査の時期及び方法

は場審査及び生産物審査は、次の表に掲げる区分に従い行うものとする。ただし、は場審査は、種子伝染性の病害又は虫害の発生のおそれのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。また、好天日を選び、早朝及び日没を避けて行わなければならない。

種類	審査時期	は場審査		生産物審査
		第 1 期	第 2 期	
稲及び麦類		出穂期	糊熟期	密封する直前
大豆		開花期	成熟期	密封する直前

備 考

1. は場審査を行う場合において、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。
2. 生産物審査を行う場合において、審査上必要な場合には、収穫後から出荷までの期間の必要な時期に、更に審査を行うことができる。
3. 「麦類」とは、大麦、小麦をいう。（以下同じ。）

3 は場審査

(1) 審査基準（最高限度）

審査項目 種子 の種類	変種、異品種及 び異種類の農 作物	雑 草	種子伝染性の 病害及び虫害	種子伝染性 以外の病害 及び虫害並び に気象被害	農作物の 生育状況
原 原 種 原 種	含まないこと。 同	少発生であること。 同	含まないこと。 同	20% 20%	特に異常な生育 を示していない こと。

備 考

1. 「変種」とは、審査対象のうち変異を生じている個体をいう。ただし、当該変種が当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。
2. 雑草が少発生であることとは、種子が混入するおそれのある雑草の発生が、は場 1 m²あたり 2 本以内とする。

3. 種子伝染性の病害及び虫害は、次のとおりとする。
 - (1) 稲については、ばか苗病及び心枯線虫病
 - (2) 麦類については、黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病
 - (3) 大豆については、ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病
4. ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を 1 単位として行うものとする。
5. ほ場の隔離等については、次のことに留意する。
 - (1) 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後 1 年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格になっていない場合、又は収穫後の漏生種子の芽生えを除草剤等によりの確に処分している場合には、この限りでない。
 - (2) 隣接する同一作物を生産するほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され、十分な距離が確保されていないといけない。ただし、出穂期若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合には、この限りでない。
6. 変種、異品種及び異種類の農作物以外の項目については、混入等の著しい箇所が見いだされた場合でも、局所的なときには精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

(2) 審査の方法

項 目	審 査 方 法
変種、異品種及び異種類の農作物	全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。
雑 草	ほ場 1 単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡すことにより、農作物の外観を審査し、判定する。
種子伝染性の病害及び虫害	
種子伝染性以外の病害及び虫害並びに気象被害	
農作物の生育状況	

4 生産物審査

(1) 審査基準 (最高限度)

審査項目 種子 の種類		最低限度	最高限度			
		発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病害及び虫害粒
稲	原原種	%	含まないこと。 同	含まないこと。 同	%	%
	原種	90				
麦類	原原種	%	含まないこと。 同	含まないこと。 同	%	%
	原種	80				
大豆	原原種	%	含まないこと。 同	含まないこと。 同	%	%
	原種	80				

備考

- 百分率は全量に対する重量比をいう（発芽率を除く。）。
- 「発芽率」とは、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。この場合において「純種子粒」とは、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合にあっては、粒の原形の1/2以下のもの、大豆の場合にあっては、粒の原形の1/2以下のもの、子葉が1枚以下のもの及び種皮が完全にはく離したものを除く。）をいい、「正常発芽粒」とは、稲及び麦類の場合にあっては、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生えを生じた純種子粒、大豆の場合にあっては十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生えを生じた純種子粒をいう。
- 「異品種粒」とは、審査対象品種の純種子粒以外の当該主要農作物の種類（稲の場合にあっては、水稻及び陸稻並びにもち又はうるちの種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。4において同じ。）の純種子粒をいう。
- 「異種穀粒」とは、当該主要農作物の種類以外の農作物の純種子粒をいう。

(2) 審査方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個検査

1包装ごとに抜き取り、審査する。

(イ) 抽出検査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される審査対象個袋について、原則として 100 個以上毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が 5.05% 以下の場合に限り抽出審査を行う。

(b) 抽出審査に移行する場合には、まず、合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし、当該数に至る前に不良個袋が見いだされれば、新たに次の個袋から数え始め、当該数に至るまで毎個審査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43 個

不良個袋を取り除く場合 44 個

(c) 合格個袋が (b) の数に至った場合には、次の個袋から 10 個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に 1 個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出検査を続ける。

(d) 抽出審査で不良個袋が見いだされた場合には、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個表数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50 個以下	17 個	0 個
51 ~ 100	33	1
101 ~ 200	60	3
201 ~ 300	83	5
301 ~ 400	100	6
401 ~ 500	110	7
501 ~ 600	125	8
601 ~ 800	140	9
801 ~ 1, 000	150	10

(b) 審査の結果、不良個袋数が (a) の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの総重量の 1/1,000 以上を採取する。

b a 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの 5 カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

- c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作製する。

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに100粒を1区とし、4反復分計400粒を用意する。

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱(50℃、7日以内)、水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA3)溶液に浸漬
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20℃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間又は砂の中	25℃	5	8	—

(イ) 測定条件

備考

1. 温度は、上下1℃の範囲にとどめなければならない。
2. 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。
3. 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1日ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と測定区間の差の取扱い

- a 平均発芽率は、4測定区の発芽率の平均を百分率(小数点以下は四捨五入するものとする。)で算出した値とする。
- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間の差の範囲内であれば、そのまま用いるものとする。ただし、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の平均値の差が次の表の3測定区間の差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用い、当該差の範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間の差の最高限度	
	4 測定区間	3 測定区間
9 9	5	—
9 8	6	5
9 7	7	6
9 6	8	7
9 5	9	8
9 4～9 3	1 0	9
9 2～9 1	1 1	1 0
9 0～8 9	1 2	1 1
8 8～8 7	1 3	1 2
8 6～8 4	1 4	1 3
8 3～8 1	1 5	1 4
8 0～7 8	1 6	1 5
7 7	1 7	1 5
7 6～7 3	1 7	1 6
7 2～7 1	1 8	1 6
7 0～6 7	1 8	1 7
6 6～6 4	1 9	1 7
6 3～5 6	1 9	1 8

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病害粒及び虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分類

測定試料は、稲にあつては 50g、麦類にあつては 100g、大豆にあつては 500g を 1 測定単位として採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病害粒及び虫害粒並びにその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第 1 位までのグラム単位で秤量する。

(3) その他

ア 生産物審査を行う場合にあつては、当該審査に先立ち、種子の調製を行うための施設・設備について次の項目を確認しなければならない。

(ア) 調製に当たって、混種が起らないような方法が採られていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業並びに種子の搬入及び搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 生産物審査は、1 包装を 1 単位として行うものとする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより、当該荷口を 1 単位とすることができる。

ウ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作製する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作製された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。